

安全衛生

神戸製鋼グループでは、「安全・衛生・健康は経営の基盤であり、全ての事業活動に優先する」という理念のもと、安全で安心して働くことのできる活気あふれた職場の実現に向けて、関係法規則の順守は当然のこと、様々な安全衛生活動を行っています。

全社安全衛生管理方針を基本に各事業所において安全衛生管理方針、安全衛生目標、安全衛生活動計画を策定し、PDCAサイクルを通じて改善推進を図っています。なお、安全衛生管理方針は当社のみならず関係協力会社にも適用し、直協・グループ会社一体となった活動に取り組んでいます。

その結果、労働災害は減少し休業災害度数率も低位で推移していますが、企業の社会的責任を果たす上でも、従業員の生命と健康を守ることが重要という認識のもと、2019年4月には安全衛生部を新設しました。

安全衛生部が中心となり、各事業所をはじめグループ会社、関係協力会社を対象とした労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に基づく現地現物確認や監査を行うことで弱点を把握し、人・設備・管理の観点から横断的に支援し安全衛生レベルの向上に向け取り組んでいきます。

基本方針

1. 「個人の安全実力向上」「作業・設備のリスク低減」の達成に向けて、中期計画の取り組みを確実に推進する。
2. 本社安全機能を強化し、実態評価（安全衛生診断）により職場への浸透を阻害している課題を抽出・改善することで、中期の取り組みのスピードアップを図っていく。

重点目標

- ◇ 死亡災害ゼロ、重大災害（同時3名以上被災）ゼロ
- ◇ 総合休業災害度数率：0.10以下

重点実施項目

1. KY・安全確認を実践できる人材の育成【人・風土】
2. 設備や作業のさらなる安全化推進【設備・作業】
3. 安全教育や安全活動のチェック・フォロー【管理・仕組み】
4. グループ会社（海外含む）の安全衛生活動の強化と支援【管理・仕組み】

災害リスクに対する対策の徹底

作業や設備に潜む災害リスクに対して、新規事業計画プロジェクトをはじめ既存のプロジェクトに対して定期的にリスクアセスメントを実施し、リスク低減を図り本質安全化に向けて取り組んでいます。

中央安全衛生委員会における役割

中央安全衛生委員会では、安全衛生担当役員を主査（委員長）として、労働組合の代表者と共に災害対策の進捗状況や横展開実践状況、安全衛生管理方針で掲げた諸活動の取り組み進捗などについて審議しています。

また、中央安全衛生委員会での審議事項を踏まえ、年度毎に取りまとめている安全衛生活動方針の内容については、安全衛生総括の尾上代表取締役副社長が責任者となり、経営審議会（取締役会）にて審議し監督をしてい

ます。

なお、中央安全衛生委員会、経営審議会において審議、及び定められた安全衛生管理方針については、全事業所に展開しており、各事業所においても経営層と労働組合（専従）や各職場の代表者（非専従）も参加する安全衛生委員会において、それら方針の内容や諸活動の取り組み進捗などについて協議しており、労使の対話を通じてより安全で働きやすい職場環境の確保に努めています。

安全成績、及び災害発生要因

当社では、安全衛生目標として死亡災害ゼロ、重大災害（同時3名以上被災）ゼロ、総合休業災害度数率：0.10以下を掲げております。実績として2018年度の安全成績は、休業災害件数は当社社員（*1）5件、協力会社社員（契約社員）（*2）14件（内、死亡災害件数；当社0件、協力会社0件）、総合休業災害度数率0.34となりました。

[ご参考]

2017年度：休業災害件数は当社社員8件、協力会社7件（内、死亡災害件数；当社1件、協力会社1件）、
総合休業災害度数率0.30

2016年度：休業災害件数は当社社員1件、協力会社13件（内、死亡災害件数；当社0件、協力会社1件）、
総合休業災害度数率0.28

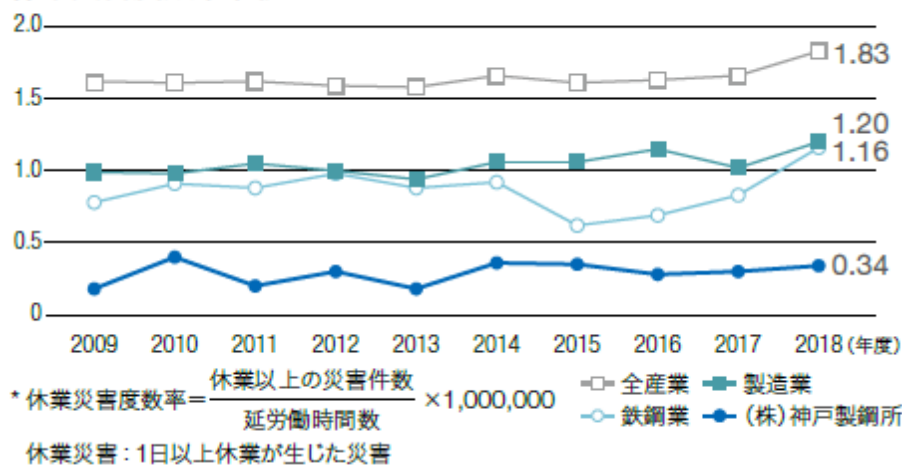
また、2018年度の災害要因として人的要因（KY不足、ルール違反）が高い比率を占めています。続いて管理的要因であり、監督者が行うべき指示・教育の不足、作業や設備のリスク低減不足等が挙げられます。

(*1) 当社社員・・・当社に雇用されている全ての者（受け入れ出向社員、臨時または非常勤の者を含む）

(*2) 協力会社社員・当社との請負契約の者（派遣契約の者を含む）

（各年度の合計人数 18年度：14,324人 17年度：15,429人 16年度：15,481人）

休業災害度数率推移



類似災害防止に向けた取り組み

当社グループや関係協力会社で発生した災害に対し発生原因の調査とその対策を講じると共に、早期の横展開を図り類似災害の防止に向け取り組んでいます。

安全衛生教育

本社をはじめ各事業所において、安全衛生教育を継続的に実施しております。なお、本社主催の安全衛生

教育として「技研生（入社１～５年目）教育」「新任監督者（班長、職長、係長）」「ライン室長教育」を実施しております。

[2018年度実績：技研生…1128名　新任監督者…316名　ライン室長…21名]（対象者全員受講）

海外赴任者の健康管理

海外赴任者については、健康診断（赴任前、赴任中、帰任後）の実施や現地の状況を踏まえた予防接種の実施など地域に応じた健康管理、支援を行っています。現地窓口担当者との定期的な情報交換や、産業医による現地を訪問し医療巡回するといった、赴任者への医療サポートや現地の医療環境を把握するなど赴任者に対する健康管理に努めています。

また、タイ、マレーシア、インド、ベトナムなど世界各国で事業を展開する中で、新規に海外赴任する社員をはじめその帯同家族に対し、予防接種や海外生活にあたっての心得（疾病への理解、日常生活での注意事項など）を取りまとめた海外健康管理手帳を配布し周知することで、HIV、結核、マラリアなどグローバルな健康課題への対応に取り組んでいます。